

船 舶 管 理 委 託 契 約 書 (案)

委託者 石川県 (以下「甲」という) は受託者 (船舶管理会社) (以下「乙」という) との間において、下記条項に基づき船舶管理委託契約を締結する。

①	委託者 (甲)	石川県			
	委託者住所	石川県金沢市鞍月1丁目1番地			
②	船舶管理会社 (乙)				
	船舶管理会社住所				
③	船 舶 表 示	船名	第二いぬわし丸		
		用途	曳船作業		
		総トン数	196トン		
		就航区域又は 操業区域	平水区域 (金沢港港湾区域)		
		船 級	JG・平水		
④	委 託 内 容	1 船員管理	<input checked="" type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否		
		2 技術管理	<input checked="" type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否		
		3 営業管理	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否		
		4 保険手配	<input checked="" type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否		
		5	船体保険料	<input type="checkbox"/> 甲・ <input checked="" type="checkbox"/> 乙が保険会社へ支払う	
			本稼働保険料	<input type="checkbox"/> 甲・ <input type="checkbox"/> 乙が保険会社へ支払う	
			P & I 保険料	<input type="checkbox"/> 甲・ <input checked="" type="checkbox"/> 乙が保険会社へ支払う	
その他 () 保険料	<input type="checkbox"/> 甲・ <input type="checkbox"/> 乙が保険会社へ支払う				
⑤	船員数及び職名	船長 1名, 機関長 1名			
⑥	委託開始場所	金沢港			
⑦	委託契約期間	平成22年 4月1日 0時より 平成23年 3月31日 24時まで			
⑧	管理委託費	管理委託費 金 円 (消費税込) (内消費税、金 円)			
<p>※④欄5に定めた保険料は <input checked="" type="checkbox"/> 管理委託費に含む。 <input type="checkbox"/> 管理委託費に含まない。 ※管理委託費支払方法：①欄の特約条項に示すとおり。 ※上記金額には、日曜日及び休日勤務並びに時間外勤務に係る手当を含む。 ※上記金額には、「金沢港—船舶運航管理業務委託仕様書」に示す本船の上 架整備に伴う費用を含む。</p>					

⑨	共同被保険者	<input type="checkbox"/> 船体保険 <input type="checkbox"/> 不稼働保険 <input type="checkbox"/> P&I保険 その他()
⑩	仲 裁 地	<input type="checkbox"/> 東京 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 神戸
⑪	特 約 条 項	<p>(1) 契約内容 本契約書及び金沢港 船舶運航管理業務仕様書に基づく。</p> <p>(2) 管理委託費支払い方法</p> <p>1) 乙は、委託業務完了報告書を提出し、甲による履行確認の検査に合格した後、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。</p> <p>2) 甲は、業務委託料請求を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。</p> <p>3) 委託料の支払</p> <p>乙は、⑧欄で定める委託料を以下の方法で請求することができるものとする。</p> <p>第1回 平成 年 月 円 (消費税別)</p> <p>第2回 平成 年 月 円 (消費税別)</p> <p>第3回 平成 年 月 円 (消費税別)</p> <p>支払方法：当月末締で翌月末に乙の指定口座へ支払</p>

第1条 【目的】

第一部⑦欄に記載する委託契約期間中、甲は、乙を本船の管理者に選任する。乙は、関係法令及び船舶管理慣行に従って、本船の管理業務を行わなければならない。乙は、管理業務を履行するに当たっては、甲の利益を尊重し擁護するために善良なる管理者としての注意義務を負う。甲は、乙が本契約に定める管理業務を履行するために、委託者として協力義務を負う。

なお、本契約書に示す「船員」とは、「金沢港 船舶運航管理業務委託仕様書」に示す船舶運航管理員をいう。

第2条 【技術管理】

1. 乙は、本船が関係法令並びに船級が要求するすべての規則及び勧告に従って運航するために、船舶管理慣行に従って本船の保船業務を行う。
保船業務には、本船の入渠、修繕、改装及び保守の手配並びに監督を含む。乙は、本船からの要求により、かつ、査定し必要であると判断した船用品、部品及び潤滑油等を手配する。
甲の要求があるときは、乙は、造船所、修理業者、救助業者その他第三者と契約を締結する前に、複数の業者から見積をとらなければならない。
乙が必要と判断したときは、乙は、本船の保船を監督するために乙の役職員及び乙が妥当と判断する専門家を本船に派遣することができる。
2. 乙は、本船が関係法令並びに船級が要求するすべての規則及び勧告に従って運航するために、船舶管理慣行に従って本船の海務業務を行わなければならない。
乙は、本船に対して運航に必要な指示を行うだけでなく、本船の運航のために必要なときは、関係官庁、保険会社又は救助業者との折衝及び交渉を甲を代理して行わなければならない。
乙が必要と判断したときは、乙は、本船の海務業務を監督するために、乙の役職員及び乙が妥当と判断する専門家を本船に派遣できる。
3. 甲が必要と判断したときは、乙が本条第1項及び第2項に定める保船及び海務業務を行うに当たって、造船所、修理業者、救助業者その他第三者と契約を締結するときは、乙は甲の名前で契約を締結しなければならない。

第3条 【保険手配】

乙は、「金沢港 船舶運航管理業務仕様書」の10に定める事項を行うものとする。保険の内容、条件及び保険会社に関しては、甲乙が協議の上で決定しなければならない。

第4条 【管理費】

1. 甲は、本船の運航の有無にかかわらず、第一部⑧欄で定めた管理費を、⑩欄に示した方法で乙に支払わなければならない。
2. 甲の責めに帰すべきでない事由による船員の交代費用は、乙の負担による。

第5条 【契約保証金】

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）の規定により納付すること。ただし、同規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

第6条 【業務内容の変更等】

甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を一部変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

第7条 【再委託の禁止】

乙は、甲の承諾がない限り、本契約に定める義務の履行を第三者に再委託することはできない。

第8条 【本船の点検・書類の閲覧】

1. 甲は、本船の運航スケジュールに支障のない限り、本船の点検を行う権利がある。
2. 乙は、甲の要求があったときは、本船の管理に関する一切の書類を甲に閲覧させなければならない。乙は甲の要求があったときは、甲の費用で書類の謄写を行い、甲に渡さなければならない。

第9条 【一般管理】

1. 乙は、本契約で定めた管理業務から発生する第三者との一切の紛争を処理し、解決するように努力する。
2. 乙は、第三者が関与する紛争が発生したこと、又は発生するかもしれないことを知ったときは、これを甲に通知しなければならない。
3. 紛争を処理するために弁護士等の専門家の起用が必要なときは、甲と乙は協議しなければならない。専門家の費用は、紛争が乙の故意又はな過失によって生じたものである場合を除き、甲の負担とする。

第10条 【契約の解除】

1. 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの予告なく直ちに本契約を解除することができる。
 - ①手形又は小切手の不渡処分を受けたとき
 - ②公租公課につき滞納処分を受けたとき
 - ③差押え、仮差押え、仮処分、競売又は強制執行を受けたとき
 - ④破産、民事再生手続、会社更生又は会社整理の申立てがあったとき
 - ⑤営業を廃し、又は精算に入ったとき
2. 甲又は乙は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当の期間を定めて催告を行った後、その期間を経過してもなおその違反を是正しなかったときは、相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。

第11条 【損害賠償】

1. 甲又は乙が第10条により本契約を解除したときは、解約の原因を生じさせた相手方に対し、よって生じた損害の賠償を請求することができる。
2. 乙は、本契約の全部又は一部解除された場合において、受領済みの前払金があるときは、当該前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

3. 乙は、第10条第2項の規定に基づき甲により乙が解除させられた場合、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
4. 乙は、第10条の規定に基づき甲により乙が解除させられた場合、又は乙の理由により契約を解除した場合、解除の日より、乙に代わる受託者が決定し、かつ引船の運航管理の準備が整うまでの期間、乙の責任において船員を雇用し、引船業務を継続しなければならない。
5. 委託業務の執行によって乙が甲又は第三者に与えた損害の賠償については、船舶保険で対応するものとするが、保険適用外の場合は、乙が自らの責任において一切を解決するものとする。

第12条 【相互免責】

官憲又はこれに類する者の抑留その他の処分、内乱、テロ、暴動、海賊、ストライキ、火災、衝突、座州、座礁、沈没、投荷その他の天災不可抗力により生じた損害について、当事者は、互いにその責めを負わない。

第13条 【管理費の減額】

本契約締結時に予想し得なかつた事由により本船が係船に至ったときは、甲と乙は、管理費の減額等について誠意をもって協議しなければならない。

第14条 【委託業務報告】

1. 乙は、毎月末に運航管理記録1部を甲に提出しなければならない。
2. 乙は、委託業務を完了したときは、別紙様式第1号による業務完了報告書を甲へ提出しなければならない。
3. 甲は、前項の規定によって委託業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の履行確認のための検査を行わなければならない。
4. 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに点検等を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、前2項の規定を準用する。
5. 甲は、乙が委託業務の一部を執行しなかったときは、乙の協議の上、委託料を減額することができる。

第15条 【実施調査】

甲は、委託業務の執行状況及び委託料の経理状況について報告を求めるとともに、甲において実施調査をすることができる。

第16条 【協議】

本契約に定めない事項または本契約に定めのある事項に疑義を生じたときは、双方協議して定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名捺印の上、互いに1通を保有する。

平成22年 月 日

委託者： 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石 川 県
石 川 県 知 事 谷 本 正 憲

受託者（船舶管理会社）：住所
会社名
代表取締役社長

(別紙様式1号)

業務完了報告書

平成 年 月 日
第 号

石川県知事 谷本 正憲 殿

受託者 住 所
氏 名

下記の業務は、平成 年 月 日完了したので報告します。

記

1 委託業務の名称	
2 契約年月日	平成 年 月 日
3 履行期限	平成 年 月 日
4 業務委託料	¥
5 その他	